

「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」 における国家戦略道路占用事業の取組み について

福岡市 総務企画局 企画調整部

1 はじめに

2015.1号に同タイトルで寄稿させていただいておりますが、その後約5年が経過し、福岡市の国家戦略道路占用事業（以下「特区事業」という。）への取組みも進展しております。本号では、福岡市における特区事業の概要と昨年10月に実施したイベントについてご紹介させていただきます。

2 福岡市における国家戦略道路占用事業について

(1) 「福岡市 グローバル創業・雇用創出特区」

平成26年5月、福岡市は成長戦略の要、国家戦略特区に指定されました。国家戦略特区は、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた区域において、規制改革その他の施策を総合的かつ集中的に推進するもので、全国で10区域（令和元年12月末現在）指定されています。

福岡市では、令和元年12月末現在、18の規制改革メニューを活用しており、これは特区の自治体中2位であり、また認定事業数も40とこれも同じく特区の自治体中2位となっています。

福岡市では、様々なメニューを活用し、創業・雇用を創出することを目標にしていますが、そのための1つのステップとして国際会議や企業の研修セミナー及び展示会などのMICEに着目しています。MICEでは優秀な人材や企業が集まり、それによって創業につながると考えています。福岡市では、平成26年5月に「エリアマネジメントに係る道路法の特例」が全国で初めて内閣総理大臣に認定されたことにより、道路空間を活用した国際会議のパーティーやシティプロモーションのイベントが開催しやすくなっています。

(2) 事業主体と認定区域

令和元年12月末現在、福岡市では特区事業の事業主体として、12の団体が認定されています。事業主体は事業を実施できる団体であれば、認定要件はなく、福岡市における認定団体は、エリアマネジメント団体といった任意団体や株式会社、財団法人、商店街組合など多岐にわたっています。

また、認定区域である道路も中心街における大通りの車道・歩道もあれば、比較的郊外の歩道のみもあり様々です。

なお、認定事業者数12というのは、特区の自治体中1位であり、市内団体の特区に対する期待や実績のあらわれであると自負しております。

(3) 規制緩和の内容

道路を占用したイベント等を行う場合、これまでのルールでは道路法第33条の規定に基づき、以下の全てのルールを満たす場合のみ、市（道路管理者）は道路占用の許可を与えることができていました。

- ① 占用が道路法第32条第1項各号のいずれかに該当するものである場合。
- ② 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ない場合。
- ③ 占用の目的や期間、場所など道路法第32条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について、政令で定める基準に適合する場合。

国家戦略特別区域法第17条により、特区事業については、上記のうち②の適用が除外されることから、より柔軟な道路空間の活用が可能となっています。

特区事業では、市（道路管理者）の道路占用許可に加え、警察の道路使用許可も必要になります。道路法（占用許可）については、既述のとおり規制緩和により一部要件が緩和されますが、道路交通法（使用許可）については、従来と基準が変わらないため、使用許可が円滑に下りるよう、特区事業については、福岡市も警察との事前協議に加わり、事業者の支援を行っています。

3 事例紹介

福岡市では、特区に道路占用事業が認定されてから約5年で、約70件（令和元年12月末現在）の特区事業が実施され、市は共催や後援としてイベントの開催にかかわっています。

2015.1号では、We Love 天神協議会の「FUKUOKA STREET PARTY」の紹介をさせていただきましたが、今回は昨年10月5日（土）に博多まちづくり推進協議会がはかた駅前通りにて車道を活用して実施した「はかたラグビーストリート」についてご紹介させていただきます。

(1) はかた駅前通りについて

イベントを実施したはかた駅前通りは、博多のまちづくりの拠点である博多駅周辺と大規模商業施設であるキャナルシティ博多を繋ぐ、MICE参加者をはじめ、多くの人が集まるエリアとなっています。



(会場地図)



(区域計画添付図面より抜粋)

赤囲い部分が博多まちづくり推進協議会が道路を活用してイベントを実施できる箇所。このうち今回ははかた駅前通りの一部を利用してイベントを実施。



(平時のはかた駅前通りの様子)

(4) イベント内容

設置物については、ラグビー関連イベントということで、車道には12m×24mと8m×12mの人工芝を設置し、そこで、主に子どもがトライやパス、スクラムといったラグビー体験ができるスペースを設けました。また、トップリーグ選手などによるラインアウトやスクラムなどのテクニックデモや7人制女子ラグビーの代表選手によるトークショーなどを実施しました。



(イベントの様子)

さらに、歩道上には、博多・福岡を代表する飲食店に出店していただきました。

当日は天気にも恵まれ、子ども連れを中心に多くの人（参加者約1万人）で賑わいました。また、特区イベントということもあってか報道各社からの取材も多くあり、テレビや新聞でも多く取り上げられました。イベントは12時～17時で、事前の準備、事後の片づけもあったことから、10時～18時まで交通規制（歩行者天国）しましたが、交通規制を実施する旨を市内全戸配布の市政だよりや福岡市ホームページなどで事前に広く周知していたこと、当日の警備・誘導體制を念入りに準備していたことから、大きなトラブルなく、無事盛況のうちにイベントを終えることができました。



(飲食店の様子)



4 終わりに

特区指定から5年半余りが経過し、特区事業のほか、スタートアップビザやスタートアップ法人減税をはじめとする様々な取り組みの結果、「創業」と言えば福岡市」と想起されるようになり、福岡市は現在、国内外の多数の企業、創業関係者から注目を集める都市となっています。

今後もこうした特区事業を活用し、MICEの誘致を更に推進することにより、創業・ビジネスの振興につなげていきたいと考えています。